

Vからは、主におとなの皆さんに考えてほしいこととなります。

できるならこどもの皆さんも一緒に考えて下さい。

V 「子どもの権利条約」「こども基本法」の理念を生かした取り組みを

- ・こどもにとって最も良いことに取り組んでいく。

まず親（保護者・家族）が 地域や学校（学び育つ施設）が 行政が

- ・こどもを権利の主体として積極的にとらえていく。

「意見表明権」の尊重 こどもの意見を大切にしていく。

他者の権利の尊重 他者との共存・共生の中での権利主体です。

- ・「子どもの権利条約」「こども基本法」の理念を生かしたこどもたちとのふれあいを
青少年の健全育成大人社会の責任と役割 こども自身の責任と役割

○保護者・家族、地域、学校等の学ぶ施設、行政が連携してこどもの権利保障を推進する。

○自他の存在を認め、自他を大切にしながらしっかりと自己実現を図っていく、
こどもを育成していく。

○社会の一員であることを自覚して、自他の権利を認め合い、自ら正しく判断しながら生活していく主権者を育成していく。

○情報や課題を共有して困り感のあるこどもや家庭をサポートしていく。

*プライバシーやアイデンティティ（自分が自分であることのよりどころ）の保護の必要性。

VI 「富士川町こども条例」制定に取り組む理由

富士川町議会では、すべてのこどもの権利を大切に、こどもたちにとって最も良いことに取り組んでいく町になることをめざして取り組んでいます。

○「子どもの権利条約」「こども基本法」の理念や権利内容を理解し、こどもの権利保障の視点で町の施策の振興を図る。

○こどもの年齢や発達度合いに応じて、こどもの意見を尊重して町の取り組みや施策の推進に反映させていく。町の子ども施策・子育て支援施策の推進を図る。

○保護者・家族、地域、学校（学び育つ施設）、町行政が、こどもの権利保障や成長支援に対して相互の役割と責任を把握し、連携してこどもの最善の利益になる取り組みを推進していく。

○町内のこどもの実態や課題把握に努め、こどもの最善の利益につながる取り組みを推進する。

○こどもが抱えている課題や問題についての解決に向けての対応・対策を強化する。

○こどもの主権者意識を育むとともに、こどもにも地域社会の一員であることを自覚してもらう。

○こどもの権利保障・健全育成の取り組みを推進することをとおして地域コミュニティーの形成を図る。

こどもの権利を大切に、こどもの成長を支援しよう！

こどもとおとなとのパートナーシップで住み良い地域・町づくりを！！

こどもに優しい町づくり

- ◎ こどもの権利を大切に、子どもの最善の利益につながる取り組みの推進。
- ◎ こどもの声を反映する施策の推進。
- ◎ 自他の人権を尊重し、あらゆる差別や偏見のない、優しい町を目指して。
- ◎ 「子ども施策」、「子育て支援施策」のさらなる推進。



『富士川町こどもの権利条例』



- ◎ こどもの権利保障をとおして、こどもたちの健全育成を。
 - 一人ひとりが、自分なりの個性・想い・能力を育み自己実現を。
 - 次世代社会を担う主権者の育成を。
 - 【自他の基本的人権を尊重し、差別のない平和社会を希求する主権者に】
富士川町・地域・山梨県・日本国・世界の担い手に。
- ◎ 町民の人権意識・人権感覚を高め合う。
- ◎ こども施策・子育て支援施策の推進。
- ◎ こどもを中心に地域コミュニティーの形成を。
こどもとおとなとのパートナーシップで地域・町づくりを

住みたい町 住んでみたい町 富士川町

* 「富士川町こどもの権利条例」(案) について質問や意見がありましたら、
議会事務局までメールにてご連絡ください。

【 メールアドレス : gikai@town.fujikawa.lg.jp 】